

# 匝瑳市農林漁業緊急支援給付金 申請要領

## 1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上減少や事業縮小等を余儀なくされた市内の農林漁業者等（農林漁業者又はこれらの者が組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む）をいう。）に対して、事業の継続のための緊急支援として、給付金を支給します。

## 2 要 件

- （１）市内に住所を有する農林漁業者等であること。
- （２）引き続き事業を継続する意向があること。
- （３）前年（法人については直前の事業年度）の売上金額の月平均が２０万円以上であること。
- （４）新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上金額（令和２年１月から令和２年１２月の内、任意のひと月）が前年同月と比較して３０％以上減少していること。
- （５）匝瑳市の市税及び国民健康保険税に滞納がないこと。
- （６）暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- （７）匝瑳市中小企業緊急支援給付金の対象者を除く。

## 3 支給額

１０万円 ※１事業者１回に限る

#### 4 申請書類

No.	個人の場合	法人の場合
1	申請書兼請求書（別記様式）	
2	（青色申告の場合） ・令和元年分の所得税確定申告書第一表の控え及び青色申告決算書の写し  （白色申告の場合） ・令和元年分の所得税確定申告書第一表の控え、収支内訳書の写し	・直前の事業年度分の法人市民税確定申告書の写し
3		・直前の事業年度分の法人税の確定申告書別表一の写し ・法人事業概況説明書 ・定款又は規約の写し
4	<u>月毎の売上金額</u> が確認できる帳簿等の写し（前年含む）	
5	振込先口座の通帳等の写し	

※1については、産業振興課、野栄総合支所のほか、市ホームページで入手できます。

※必要に応じて追加書類の提出及び説明を求める場合があります。

#### 5 申請期間

令和2年6月8日（月）～令和3年1月29日（金） ※消印有効

#### 6 申請方法

申請書類を匝瑳市産業振興課まで郵送

※感染拡大防止のため、郵送での申請にご協力ください。

#### 【申請・問い合わせ】

匝瑳市役所 産業振興課

〒289-2198 匝瑳市八日市場ハ793番地2

電話：0479-73-0089 FAX：0479-72-1117